

# 事業系ごみの 適正処理と 減量化・資源化の手引き

事業活動で伴って生じるごみは、事業者が自らの責任で適正に処理する責任があります。

この冊子をご覧ください、事業系ごみの適正処理と減量化・資源化の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。



# はじめに

福島市では、令和3年2月に「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念に福島市一般廃棄物処理基本計画を策定し、この計画に基づき、一般廃棄物（ごみ）の適正処理と減量化・資源化の取り組みを推進しています。

なかでも、景気の変動に伴い増減はあるもののほぼ横ばいで推移している事業系ごみの減量化・資源化は、重要な課題となっています。

つきましては、事業者の皆様には、この手引きをご活用いただき、ごみの適正処理のルールをご理解いただき、正しい処理を行っていただくとともに、ごみの減量化・資源化の取り組みに積極的に取り組まれますようお願いいたします。

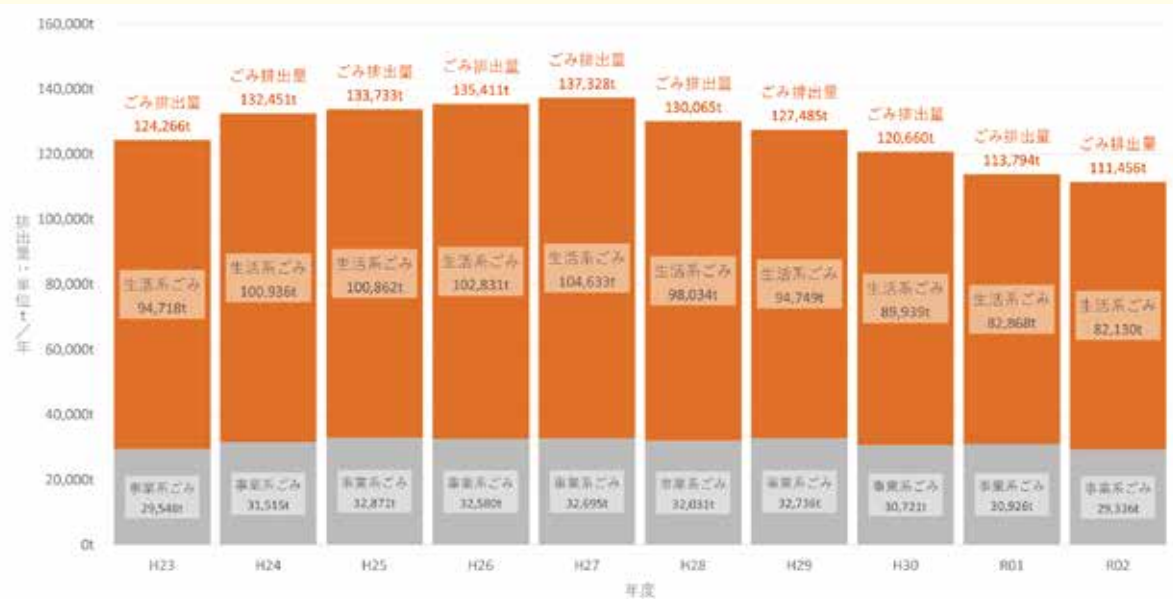
## 福島市のごみの現状

福島市では、令和3年2月に「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念に福島市一般廃棄物処理基本計画を策定し、この計画に基づき、一般廃棄物（ごみ）の適正処理と減量化・資源化の取り組みを推進しています。

なかでも、景気の変動に伴い増減はあるもののほぼ横ばいで推移している事業系ごみの減量化・資源化は、重要な課題となっています。

つきましては、事業者の皆様には、この手引きをご活用いただき、ごみの適正処理のルールをご理解いただき、正しい処理を行っていただくとともに、ごみの減量化・資源化の取り組みに積極的に取り組まれますようお願いいたします。

## 福島市のごみ排出量の推移



## ▶▶ Step1 そもそも「事業系ごみ」って???



### 事業系ごみとは？

事業活動で発生する廃棄物を「**事業系ごみ**」と呼んでいます。

事業活動とは…

事務所、商店、飲食店、農業及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、病院、薬局、社会福祉施設、官公庁の公共サービスなど、あらゆる事業活動が含まれます。



### 事業者の責務

事業者は、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」及び「**福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例**」に基づき、事業系ごみを自らの責任で適正に処理する責務があります。

1

事業活動に伴って発生した廃棄物は自らの責任で適正処理する

2

事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行い減量に努める

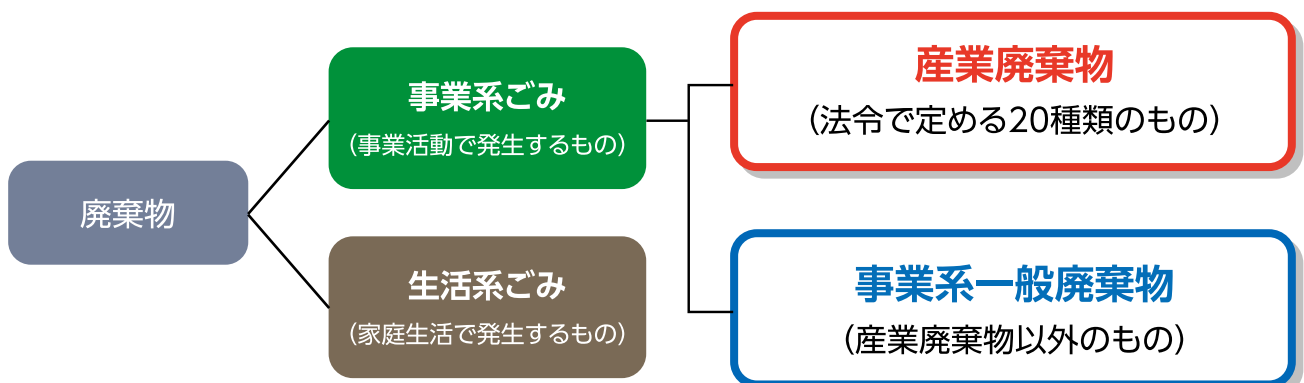
3

事業活動に伴って発生した廃棄物の減量・適正処理に関し市の施策に協力する



### 事業系ごみの種類

事業系ごみは、「**産業廃棄物**」と「**事業系一般廃棄物**」に大別され処理方法が異なります。また、事業系ごみ以外の主に家庭生活で発生する生活系ごみとも処分方法が異なります。





## 産業廃棄物

あらゆる事業活動に伴うもの

1 燃え殻	事業活動に伴い生じる石炭殻、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物など
2 汚泥	工場廃水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、製紙スラッジ、ビルピット汚泥、凝集沈殿汚泥、ベントナイト汚泥、カーバイトかす、不良セメント、各種スカム、赤泥、炭酸カルシウムかすなど
3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油系廃油、タールピッチ類、印刷インキかす、油性スカムなど
4 廃酸	硝酸、酢酸、酒石酸、写真漂白廃液、染色廃液などすべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、染色廃液などすべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、塗料かす、廃合成建材、廃合成皮革など固形状、液状のすべての合成高分子系化合物
7 ゴムくず	天然ゴムの切断くず、裁断くずなど
8 金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ・トタンくず、銅線くず、溶接かすなど
9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、陶磁器くず、耐火レンガくず、製造過程で生じるコンクリートくず、アスファルトくず、モルタルくずなど（15「がれき類」を除く）
10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ・ドロス・カラミ・スパイス、不良鉱石、粉炭かす、鋳物廃砂など
11 がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くずのうちPCBが塗付されたもの、金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたものの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの



特定の事業活動に伴うもの

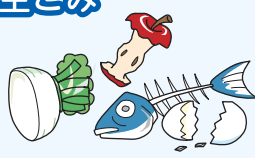



13 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず
14 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの並びにPCBが染み込んだ木くず
15 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生じる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず並びにPCBが染み込んだ繊維くず
16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、動物の骨など動植物に係る固形状の不要物
17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
18 動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
19 動物の死体	畜産農業から生ずる牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これら産業廃棄物に該当しないもの



## 事業系一般廃棄物

事業活動に伴い発生する廃棄物（事業系ごみ）のうち、産業廃棄物以外のもの

(例)

<p><b>生ごみ</b></p>  <p>食品の食べ残し、食品の売れ残り、調理くずなど （食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さは産業廃棄物）</p>	<p><b>紙くず</b></p>  <p>汚れや臭いのついた紙、使用済みティッシュペーパー、インクジェット写真プリント用紙など （一部の建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物）</p>	<p><b>繊維くず</b></p>  <p>天然繊維（毛布、衣類など）、天然皮革（かばん、くつなど）、本畳など （一部の建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物）</p>	<p><b>木くず</b></p>  <p>木製の棚、タンス、剪定枝など （一部の建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物）</p>
---	--	---	---

## ▶▶ Step2 ルールを守って! 適正処理



### 事業系ごみの処理の流れ

事業系ごみは、「分別・保管」、「収集運搬」、「処分」の順で処理が行われます。  
また、自ら処理するか、許可を受けた処理業者（収集運搬、処分）に委託して処理しなければなりません。

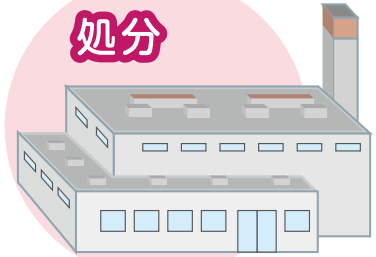
#### 分別・保管



#### 収集運搬



#### 処分

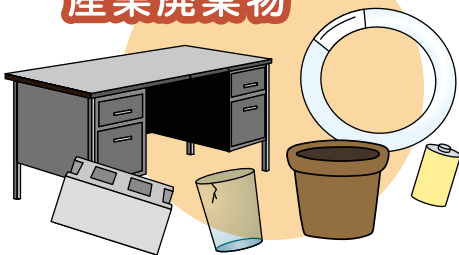


### 正しい分別は適正処理の第一歩！

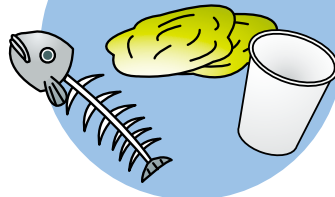
事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とを正しく分別しなければなりません。  
そのうえで、処理先や処理方法ごとに分別しましょう。  
また、不用になったものの中には、「有価物」といわれる他人に有償で売却できるものがあります。有価物は、廃棄物として処理せず、きちんと分別して、再生利用（リユース・リサイクル）、売却するなど、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

※有価物（例）…鉄、アルミ、古紙類など

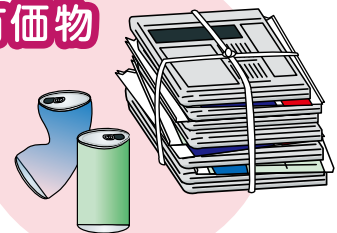
#### 産業廃棄物



#### 事業系一般廃棄物



#### 有価物



## STOP!

### 家庭用ごみ集積所に「事業系ごみ」は出してはダメ！

市が収集しているごみ集積所に出せるものは、家庭生活中で発生するごみだけです。  
事業系ごみを出すと不法投棄とみなされます。  
住居兼店舗又は事務所で事業活動をしている場合も、家庭生活中で発生したごみと事業系ごみをきちんと分別して、家庭生活中で発生したごみだけ出してください。



## 産業廃棄物の処理

産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理(収集運搬、処分)を委託してください。

産業廃棄物の種類に応じ、収集運搬と処分それぞれの業者と書面で契約する必要があります。ただし、収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。



## 事業系一般廃棄物の処理

市のクリーンセンターで処分する場合は、次の方法で搬入してください。

1

### 自己搬入する

排出事業者自らが搬入できます。クリーンセンターの窓口にて処分手数料をお支払いください。

詳しくは、[12ページ](#)をご覧ください。

2

### 一般廃棄物処理業者に委託する

許可を受けている一般廃棄物処理業者に委託し搬入してください。

また、民間の処理施設で処分する場合も、許可を受けている一般廃棄物処理業者(収集運搬、処分)に処理を委託してください。

**STOP!**

## 不法投棄・野焼き(野外焼却)等は犯罪です!

産業廃棄物・一般廃棄物に関わらず、不法投棄は違法行為です。また、一部の例外を除き廃棄物を畑やドラム缶等で野焼き(野外焼却)することも違法行為です。

違反すると、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金**、またはこれの併科による処罰の対象となります。

なお、処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者が処罰の対象となる場合があります。

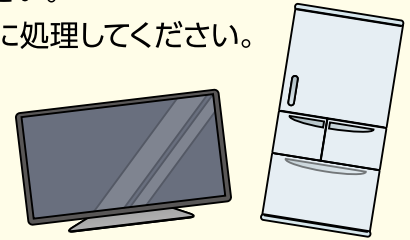
● 事業系ごみQ&A ●

Q 家電リサイクル法対象のエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分方法は?

A 購入した家電販売店に引き取り義務があります。原則として販売店に回収を依頼してください。買い替えの場合は、新しいものを購入する販売店に回収を依頼してください。

依頼できない場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、指定引き取り場所へ自ら持ち込むか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集運搬を委託してください。

なお、業務用で製造販売されているものは産業廃棄物として適正に処理してください。



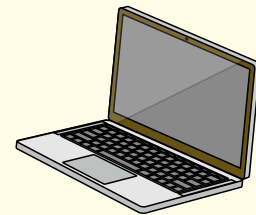
Q パソコンの処分方法は?

A パソコンは、資源循環利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられています。メーカーがわかっている場合は、メーカーの受付窓口に回収を依頼してください。自作又はメーカーが不明な場合は、下記にお問い合わせください。

パソコン3R推進協会

<https://www.pc3r.jp>

TEL: 03-5282-7685 FAX: 03-3233-6091



Q 小型家電リサイクル法対象の携帯電話やデジタルカメラ、ビデオカメラなどの処分方法は?

A 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者を引き渡してリサイクルに努める必要があります。認定事業者は、環境省のホームページをご確認ください。

**STOP!**

**無許可業者の不用品回収は違法です!**

トラックや空き地で行われる廃家電などの不用品回収は、ほとんどが無許可業者による違法行為です。

違法な不用品回収業者は、高額な処分料を請求したり、回収したものを適正に処理しないおそれがあります。無許可業者は絶対に利用しないでください。



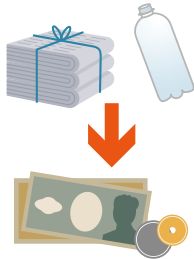


## ごみ減量化・資源化のすすめ！

ごみ減量化・資源化には、さまざまなメリットがあります！

### 1 コストの節減・効率化

事業系ごみを減らすことで、ごみ処理にかかるコスト等を削減することができます。また、有価物の売却益拡大も図ることができます。



### 2 企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今日において、企業全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、CSR（企業の社会的責任）活動として、企業イメージの向上、企業経営基盤の安定化等、企業価値の増大につながります。



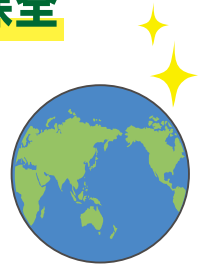
### 3 従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、製造過程や組織の効率化に繋がり、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。



### 4 地球環境の保全

資源保全・省エネルギー・汚染物質の削減などにより、次世代へより良い地球環境を残すことができます。



## ごみ減量化・資源化の進め方！

ごみ減量化・資源化を効果的に進めていくためには、分別の具体的なルールや目標を決めて行動するなど、事業所全体で取り組んでいくことが重要です。

#### 現状把握

- どんなごみが、どのくらい発生し、どうやって処理されているか？これらをしっかり把握することが、ごみ減量には不可欠です。

#### 計画

- どのようにごみを減らすか考えて、具体的な分別方法などのルールや減量の目標を決めましょう！
- ポイントは、①発生量が多い順に考える ②減量 リサイクルが容易か？ ③法律を守っているか？

#### 実行

- 事業所全体での取り組みが重要です。
- マニュアルの配布、研修会の開催等により従業員・関係者への周知を継続しましょう。

#### 見直し

- 実際にごみが減っているか？問題点はないか？定期的に点検してみましょう。
- 期待した効果が見られないときは、効果的になるよう計画を見直しましょう。



## 3R (スリーアール) で進めよう!

ごみ減量化・資源化の取り組みは、3R (スリーアール) が基本です!  
まずは、ごみを発生させない取り組みをお願いします。  
次に、きちんと分別して可能な限りの資源化をお願いします。

**Reduce リデュース** 発生抑制 (ゴミを出さない)

**Reuse リユース** 再利用 (繰り返し使う)

**Recycle リサイクル** 再生利用 (再資源化する)



## 具体的な取り組み事例

### ▶▶ オフィスビル・ 事務所などでは…

- ✓ ペーパーレス化、両面コピー、裏面使用等でOA用紙を削減する
- ✓ コーヒー等を飲む際はマイボトルを使用する
- ✓ ファイル、フォルダー等を繰り返し使用する
- ✓ 事務用品は詰め替え可能なものを使用する



### ▶▶ 卸・小売業、 製造業などでは…

- ✓ マイバッグの利用促進
- ✓ 消費期限、賞味期限に注意して仕入れを行う
- ✓ 簡易包装の推進、梱包材の減量
- ✓ ダンボールや緩衝材の再利用



### ▶▶ 飲食店などでは…

- ✓ 割りばし、紙コップの不使用 (繰り返し使用可能な箸、コップを使用する)
- ✓ 生ごみは極力水を切る、または乾燥させる、堆肥化する
- ✓ 食品ロスの削減推進、食品ロスが無いように仕入れを行う





## 3R&食品ロス削減推進協力事業所・店舗認定制度

福島市では、3Rの推進や食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる事業所・店舗等を募集しています。

認定を受けた事業所・店舗には認定証を交付するほか、事業所・店舗での3R・食品ロス削減の取り組みを市のホームページで紹介します。

申込は、福島市ホームページをご確認ください。



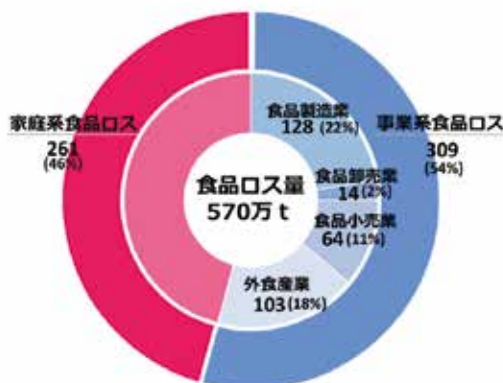
3R&食品ロス削減推進協力事業所・店舗 認定ステッカー

## 減らそう！「食品ロス」

日本では、食品ロスが年間570万トン発生しています。そのうちの半分を超える309万トンが事業活動で発生しています。(令和元年度農林水産省推計値)

食品製造業では製造工程でのロスや返品、食品卸・小売業では、返品・納品期限切れ、売れ残りや破損品等、外食産業では食べ残しや仕込みロスが食品ロス発生の原因と考えられています。

食品ロスの削減へ向け、それぞれの事業者が、賞味期限の年月表示化の取り組みや納品期限の緩和(いわゆる「3分の1」ルールの見直し)などの商習慣の見直しを進めるとともに、特に外食産業にあっては、小盛りや小分けメニューの採用、宴会予約時の幹事との食事量の調整などの食べ残しを減らす取り組みを積極的に進めましょう。



資料：総務省人口推計(2019年10月1日)  
令和元年度食料需給表(雑穀類)

出典：農林水産省  
ホームページ



## クリーンセンターへの事業系一般廃棄物の自己搬入

### ● 自己搬入時間

月～金曜日（年末年始・祝日除く）  
午前8時45分～11時30分 午後1時～4時30分

### ● 自己搬入先

事業者の所在する地区により自己搬入するクリーンセンターが違います。

事業所の所在地	搬入場所(クリーンセンター)
中央地区（下記以外）、渡利地区、杉妻地区、蓬莱地区、東部地区、北信地区、立子山地区、飯坂地区、松川地区、飯野地区	あぶくまクリーンセンター 電話：024-531-6662 所在地：渡利字梅ノ木畑1-1
中央地区（矢剣町、須川町、太田町、三河南町、三河北町、野田町、東中央一丁目、南中央一丁目・四丁目）、清水地区、信陵地区、吉井田地区、西地区、土湯温泉町地区、信夫地区、吾妻地区（東中央二丁目・三丁目、南中央二丁目・三丁目、北中央、西中央を含む）	あらかわクリーンセンター 電話：024-545-4363 所在地：仁井田字北原1-1

※中央地区については、JR東北本線を境に東西に分けています。

### ● 搬入対象

事業系一般廃棄物の**可燃ごみのみ**です。（一辺の長さ60cm未満）  
※廃プラスチックは産業廃棄物です。一般廃棄物に混入しないよう分別を徹底して正しく処理してください。

### ● 処理手数料

100円/10kg（10kg未満は10kgとみなす）

この冊子についてのお問い合わせ先

福島市ごみ減量推進課 電話 **024-525-3744**

一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物についてのお問い合わせ先

福島市廃棄物対策課 電話 **024-529-5266**

